

Une nécessité du stage spécial au juge pour enfants

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-03-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: OGAI, Aoi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00061465

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



少年事件担当裁判官に求められる専門性 ― フランスにおける新たな研修制度を素材として ―

大 貝 葵

はじめに

昨今、少年司法の領域における連携について多く指摘されるようになってきた¹。犯罪を行った少年のニーズに沿った処遇の展開が目指される中で、少年司法の分野では、連携の中心として、家庭裁判所調査官や少年鑑別所の法務教官及び技官、そして、付添人がその役割を担ってきた。連携に限らず、少年司法分野での少年の処遇については、家庭裁判所調査官をはじめとする人間行動科学の専門家が主なアクターとして、少年とかわかってきた。

この点は、現在、法務省法制審議会において4年間にわたり議論され、2020年9月9日に「諮問第103号に対する答申案」という形で示された、少年法適用年齢引下げの議論においても顕著である。年長少年や若者といったいわゆる青年層に対する適切な処遇を展開する上で、家庭裁判所調査官及び少年鑑別所の有する知識や技術、経験等が注目されている。

反面、裁判官については、「少年」という特性に応じた専門性を強く求められる場面は少ない²。しかし、裁判官は、諮問第103号に対する答申案においても示されるように、年長少年の特例的扱いにおいて、「調査又は審判の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、本人の性格、年齢、行状

1 これまでの議論状況につき、大貝 葵「家庭裁判所における機関連携の変遷と発展」金沢法学62巻2号33-70頁参照。

2 従来からこの点を指摘するものとして、例えば、沢登俊雄「第5章 家庭裁判所裁判官」松尾浩也他編著『少年法その現状と課題』（大成出版社1994）74頁。

及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは」検察官送致を見送る決定を行う等、少年の処分決定に関して裁量権限を有している。その意味では、実際に処分を決定する権限を持つ裁判官も、犯情のみならず、少年の事情を考慮できることが求められることになる。

では、処分決定を下すにあたり少年の事情を考慮する上では、如何なる知識が裁判官に求められるのか。その知識をいかに獲得できるのか。日本においては、裁判官の研修として、裁判系、導入系、基盤系の研修が用意されている。裁判系には、民事、刑事、家事、及び、少年事件ごとに、基礎研究会、基本研究会、実務研究会、専門研究会が設定されている。また、基盤研究会においては、法律の周辺領域に関する個別分野に関し、研究会が設定されている³。少年事件に関する裁判系の基本研究会では、職種間連携や認知行動療法等の少年に関わる専門的研修が行われている⁴。また、各裁判官は、学界での研究会や学会に参加し、自己研鑽を積んでいることも経験上確認できる。ただし、上記研修が、どのようなタイミングで、どのような裁判官を対象として行われているのかは、現在検討の素材を持っていない。また、これらの研修が、裁判官のその後の職務にどのような影響を持ちうるのかについても、日本の状況のみからはうかがい知ることが出来ない。

そこで、昨今、フランスで創設された裁判官研修につき検討する。フランスにおける裁判官研修は、日本における少年司法領域での専門的知見を活かした決定、すなわち、少年の事情を考慮した決定実現に向けて、裁判官に求められる知識及び技術を明らかにしてくれると考える。

3 最高裁判所HPより <https://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyujyo/saibankankensyu/index.html> (2020年12月24日現在)。

4 司法研修所に依頼し、開示いただいた資料に基づく。

1 研修創設の経緯と意義

2019年、国立司法官学校(L'École NATIONALE de la MAGISTRATURE:ENM)において、少年司法に関する高度な教育課程が新たに創設された。

フランスでは、これまでも、少年係判事が関わる要保護少年に対する専門研修の実施が試みられてきた。教育法典542-1条は、少年に対する虐待に対応し少年が求める措置をとれるよう、裁判官のみならず、要保護少年に携わることが想定される者に対して研修を行うよう求めてきた。2007年3月5日の法律⁵25条により上記教育法典542-1条は修正され、要保護少年の保護に関し、それに携わる多様なアクター間での共通部分につき、アクターが研修を受ける規定が追加された。さらに、2010年2月10日の法律⁶により、上記研修内容の中に、少年に対する性的犯罪に関する学際的モジュールが盛り込まれた。この様に、少年保護のアクターに対する専門的な研修の実施が求められてきた。

しかしながら、教育法典542-1条は従来あまり適用されてこなかった。そのため、少年保護という領域において共有されるべき知識、共通の知識を作り上げるに適した規定、共通の言語を欠いた状態が続いた。それゆえ、子どもや家族の状況に応じた学際的なアプローチを可能とする、一貫性をもつ相補的な学際的作業が欠如してきたと指摘されている⁷。

この様な状況の中、少年係判事への新たな研修が創設されるに至った。以

5 Loi n° 2007-293 du 5 mars 2007 réformant la protection de l'enfance, JORF n° 55 du 6 mars 2007.

6 Loi n° 2010-121 du 8 février 2010 tendant à inscrire l'inceste commis sur les mineurs dans le code pénal et à améliorer la détection et la prise en charge des victimes d'actes incestueux (1), JORF n° 0033 du 9 février 2010.

7 Marie-Paule Martin-Blachais, Démarche de consensus sur les besoins fondamentaux de l'enfant en protection de l'enfance, 28 février 2017, <https://www.cnapf.fr/documents/publication-du-rapport-de-la-demarche-de-consensus-sur-les-besoins-de-lenfant/> (2020年10月7日 現在), p.106.

下では、この様な、新たな研修の枠組みを要請する大きなきっかけとなった、欧州評議会の2011年の勧告及び2017年2月28日付けの「子どもの保護に関する、子どもの基本的ニーズに基づいたコンセンサスのためのアプローチ」⁸をまず確認する。これらをきっかけに専門家に対する研修が改めて強化されるに至っている。

1-1 子どもの権利、並びに、子ども及び家族への適切なソーシャルサービスに関する欧州評議会勧告⁹

この勧告は、2011年11月16日に閣僚委員会において加盟国に向けて採択された。

当該勧告は、加盟国に対して、①本勧告の実施に必要な改革を行うにあたり、自国の立法、政策、実務を再検証すること、②少年の権利に関する欧州評議会の関係する条約を可能な限り迅速に批准すること、③国内及び国際的側面から、子ども及び家族のニーズに適合したソーシャルサービスの領域において、協働を促進すること、④子どもが危険に晒され、国家間を移動する個別の場合においては、国境を超えて、ソーシャルサービスの協働を確保すること、⑤子どもに適した言語及び様式で、本勧告の内容を広く伝えること、⑥子どもの家族のニーズに適応するというレベルでのソーシャルサービスの結果とその満足度について、サービス受給者と公的機関との対話が促進されることの6点を奨励している。そして、この勧告を、ソーシャルサービスを給付するにあたって子どもの権利を保護する任を負うあらゆる権限者、ソ-

8 JUSTICE DES MINEURS : UN NOUVEAU CYCLE DE FORMATION CRÉÉ PAR L'ENM, 05 mars 2019, [https://www.enm.justice.fr/actu-05032019-justice-des-mineurs-un-nouveau-cycle-de-formation-cree-par-l-enm:2020年\(10月27日現在\)](https://www.enm.justice.fr/actu-05032019-justice-des-mineurs-un-nouveau-cycle-de-formation-cree-par-l-enm:2020年(10月27日現在))).

9 Recommandation du Conseil de l'Europe sur les droits de l'enfant et les services sociaux adaptés aux enfants et aux familles, 2011, <http://cohesion sociale.wallonie.be/sites/default/files/Recommandation%20du%20Conseil%20de%20l%E2%80%99Europe%20sur%20les%20droits%20de%20l'enfant.pdf> (2020年10月7日現在)。

シャルサービスの従事者、子どもや家族の利益を代表するグループ、そして、その他の利害関係者に広く知らしめるよう、構成国がそのイニシアティブをとるよう推奨されている。

以下、勧告が、どのように少年係判事の新たな研修の導入に関わってくるのか概観してみる。まず、勧告の第1章では、勧告の適用領域と最終的な目標が示されている。当該勧告は、ソーシャルサービスの計画、給付、評価に見いだされる少年の権利にまつわる問題を扱っている。そして、勧告そのものは、子どもの持つケアされる権利、参加する権利及び保護される権利、並びに、子どもの最善の利益原則に基づいている。そして、勧告が対象とするのは、ソーシャルサービスとの接触のあるすべての少年であるとしている。提案されるソーシャルサービスが、少年の意見を考慮することにつき留意するよう、勧告は求めているが、その際、少年の年齢、成熟や理解の度合、ニーズ、個別的状況を含めてソーシャルサービスのあり方を考えるよう要請する。

第2章では用語が定義されたうえで、第3章では、基本原則が示されている。基本原則として、当該勧告は、少年の最善の利益の尊重、少年の参加権（意見表明権）、保護される権利を掲げている。具体的には、ソーシャルサービスの宣告が、子どもの最善の利益を保証することを第一とするものでなければならぬことが示されている。そして、ソーシャルサービスを決定していくプロセスにおいて、少年がソーシャルサービスの主体として計画や給付、評価に関与していくことが求められている。さらに、虐待から保護されるべきことが明示されるとともに、「収容の決定」に際しては、少年の最善の利益のみがその理由となるべきであることが明確にされている。以下で見るように、これらの原則を貫徹するために、専門家の研修が求められる。

第4章からは具体的なソーシャルサービスの内容について触れられている。ソーシャルサービスは当該勧告においては、一般的なサービス、専門的サービス、集中的サービスの3つのカテゴリーに整理されている。ソーシャルサ

ービスの一般的な役務として、虐待や貧困、障がいへの対応に加えて、犯罪や薬物乱用への予防的計画の実施がなされることが期待されている。

そのうえで、専門的なソーシャルサービスとして、学際的なアセスメント、並びに、具合的な現実に基づいた介入による役務及び計画が求められている。その専門的なソーシャルサービスの主な対象者の一カテゴリーとして、「反社会的行動（例えば、攻撃的、不適切な性的行動）、薬物乱用を含め、行動上及び感情的な問題を抱えている子どもや、精神的課題を抱えている子ども」が明示されている。

集中的なソーシャルサービスの項目では、施設への委託/収容を伴うサービスを展開する際のアプローチが示されている。その中で、法に抵触している子どもに対する自由はく奪は、その代替手段が提案されなければならないことが確認されている。

最後の第5章では、子どもへの適切的なソーシャルサービス給付におけるポイントとして、a)情報とカウンセリング、b)サービスへのアクセスの良さ、c)サービスの柔軟さ、d)正当性及び適合性、e)学際的かつ横断的な協働、f)専門家の研修、監督及び責任、g)子どもの安全、h)守秘義務と私的生活の保護、i)子どもに下される決定に対する異議申立てと、決定の遂行、j)質的担保のある規範、援助及び評価という10項目が挙げられている。この中で、少年係判事の専門研修に直接的に関わるf)について下記に引用する。

- 1 子どもとともに、子どものために作業を行うすべてのスタッフは、子どもの権利に関する適切的な専門研修及び継続研修を受けるものとする。人権に関する（子どもの権利及び障がい者の権利に関する国連条約）研修は、ソーシャルサービスの中で、子どもの権利について醸造的風土が確立され維持されることを目的として、確保されなければならない。
- 2 あらゆる専門家は、虐待及びネグレクトの被害少年を特定しうるサインを探知し、通告と報告に適したメカニズムを使用するべく、研修を受

けなければならない。

- 3 専門家が子どもや家族の話に耳を傾け、その言動を真摯に受け止めるということを確認するために、子ども及び家族との作業に参加するための実践方法につき研修を受けなければならない。これは、あらゆる年齢及び発達段階にある子ども、そして、特に傷つきやすい状況にある子どもとコミュニケーションを図るための研修を含んでいる。子どもと直接かかわる職員は、相互尊重、守秘義務、及び、共生に基づいた、子どもとの信頼関係を築き維持することにつき知識が豊富でなければならない。
- 4 専門研修は、専門家の責任、報告義務、並びに、経験及び実務経験の共有による様々な専門家間の学際的協働を伴うものでなければならない。
- 5 専門家の責任は、明確に定義づけられた権限、作業手続き、職業倫理法典により保障されなければならない。専門家は、十分に資源を有していなければならない、かつ、彼らの能力と彼らの支援を強化するために、個別的又は及び組織的な監督を受けなければならない。

すなわち、当該勧告が示す3つの原則である、少年の最善の利益、意見表明権、保護される権利を貫徹するためには、専門的知識及び技法の獲得が必須であり、そのための研修が必要であるとの認識に立っていることがわかる。1では、少年の権利そのものにつき、基本的知識及び原則をすべてのアクターが正しく理解し維持するための研修が求められている。2では、虐待の探知や通告における専門的知識と制度的理解を確保することが求められているといえる。少年の基本的なニーズの把握が研修によって可能となることが期待されているとみることができよう。3では、少年の意見表明権を保障するための専門家研修が念頭に置かれている。少年の意見を聞くためには、専門的な対話研修が必須になるであろうし、少年との信頼関係を構築するための方法論も身に着ける必要がある。そのための研修と言える。4は、少年の保護される権利を保障するための研修が求められていることがわかる。少

年と家族の持つ複合的かつ複雑なニーズを把握することが前提となろう。さらに、この様な複合的かつ複雑なニーズに対応するための学際的かつ横断的な保護が展開される必要がある。しかし、多様なアクター間及び制度間の理解がなければ、この様な保護は展開できない。そこで、学際的横断の保護を展開する上での専門家研修が求められることになる¹⁰。

この勧告を受ける形で、2014年、フランス政府は、全関係者による協議の下、子どもの保護の改革に着手したとされる¹¹。この作業により、2015年から2017年の子どもの保護のためのロードマップが作成され、この中では、3つの目的とそれに沿った101のアクションが示されている¹²。その後、2016年には子どもの保護に関する法律¹³が制定された。この2016年の法律制定に向けた子どもの権利委員会によるフランスの聴聞が行われている。そこでは、子どもの基本的ニーズについての共有されたヴィジョンが確立される必要があることが確認されている¹⁴。この集大成として、2017年2月28日付けの報告書「子どもの保護に関する、子どもの基本的ニーズに基づくコンセンサスのためのアプローチ」¹⁵が示された。

10 この点については、Marie-Paule Martin-Blachais, op.cit., (note7), p.105.

11 LA LOI DU 14 MARS 2016 RELATIVE A LA PROTECTION DE L'ENFANT, https://www.egalite-femmes-hommes.gouv.fr/wp-content/uploads/2016/02/Exe_ProtectionEnfant_5juillet2016.pdf (2020年10月29日 現在) ; Marie-Paule Martin-Blachais, op.cit., (note7), p.9.

12 Feuille de route pour la protection de l'enfance 2015-2017, https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/feuille_de_route_protection_enfance_2015-2017-3.pdf (2020年10月5日現在)。

13 La loi n° 2016-297 du 14 mars 2016 relative à la protection de l'enfant, JORF n° 0063 du 15 mars 2016.

14 Audition de la France par le Comité des Droits de l'enfant de l'ONU, Mercredi 13 janvier 2016, https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/discours_audition_de_la_france_a_l_onu_10_01_16.pdf (2020年10月7日現在), p.2 ets.

15 Marie-Paule Martin-Blachais, Marie-Paule Martin-Blachais, op.cit., (note7).

1-2 「子どもの保護に関する、子どもの基本的ニーズに基づくコンセンサスのためのアプローチ」報告書

当該報告書は、2017年2月28日に、Marie-Paule Martin-Blachais¹⁶により作成され、家族・子ども・女性の権利省大臣へ提出されたものである。当該報告書が作成された経緯は、上記の通りである。この報告書に示される「アプローチ」の5つの目的の一つに、「専門家の研修及び介入枠組みに関する提案をなす」ことが掲げられている。

当該報告書の総論部分では、「少年の普遍的な基本的ニーズを中心に置くこと」「メタニーズとしての安全ニーズの原則」「子どもの保護における特殊かつ特別なニーズ」「子どもの成長に資するニーズ、幸福及び権利に基づく評価と分析のための国内参照枠組み」「知識の獲得及び実務の進展のためのこととしての教育・研修」の5つの項目が挙げられており、続いて、7つの勧告と38の提案が示されている。そして、各項目に対して、章立てがなされ詳細な報告が行われるという作りになっている。以下、専門家研修に関わる部分を中心に概観していく。

少年の主体性の構築には、共通した普遍的ニーズが満たされていることが必要である。このニーズの充足は、能力の最大限の発揮、権利の尊重、成長、自律性や社会性の獲得に資する。そして、子どもが権利の主体であるとともに、保護の対象でもあることを確認し、この保護を貫徹するために慈愛に満ちた、ニーズの充足を感じられる環境が確保されることが重要である。この環境の保障は、子どもの自律とともに地域への社会的職業的統合を目的とした子どもの育成に必要である。同時に、少年の権利のための国際準則にも則っていると指摘されている。

子どものニーズの分析が行われる中で、安全に関するメタニーズの充足が少年の基本的ニーズには必要不可欠であることが確認されている。そのうえ

16 医師であり、2009年には、要保護少年のための公益団体（国と県との支出により創設されている）のゼネラルマネージャーであった。

で、子どもの基本的ニーズとして、経験するニーズ、世界を探求するニーズ、自尊感情及び高い自己評価へのニーズなどが挙げられている。

この様な子どもの個別的又は/及び家族の状況は、構造的環境における対象者の多元的で学際的な側面と、その周りで生じている相互作用的なシステムぬきには理解できないことが指摘されている。そのための評価システムとして「生態系的視座 (une perspective écosystémique)」に基づいた参照枠組みにより少年のニーズが評価されるよう要請されている。この評価システムは、4つの階層に分けて少年のニーズとその対応を評価する。階層分けすることで、少年や家族の複雑性を正しく把握できるとする。報告書作成作業の結果、共有されるべき横断的国内参照枠組みと、その作成及び実施のための仕様書が作成されるべきとされた。この横断的参照枠組みを用いることで、すべてのアクターが共通言語や知識に基づき、子どものニーズ毎に適したアプローチを用いることが可能となる。そして、このアプローチを用いることで、関与する多様な領域の介入を調整し修正することが期待できる。

そして、この国内参照枠組を用いて知識と文化を共有するために、研修が必要となる。この報告書自体が、最終的に、7つの勧告に分類される38の提案に至っているが、第7番目の勧告は、この研修に対して向けられている。

これらの7つの勧告及び38の提案をみると研修の位置づけがより明らかとなる。勧告では、少年の最善の利益や権利、基本的ニーズ及び特別なニーズに関する知識の獲得や更新の必要性が指摘されている。次に、少年のニーズの充足に要するファクターに関する知識の獲得とともに、リスクにさらされている少年の特別なニーズの特定の必要性が示されている。続いて、少年の基本的及び特別なニーズをケアしていくためのあるべき方法論として、学際的かつ横断的な分析、評価、ケアネットワークの必要性が示されている。この際に参照されるべき共通参照枠組みも必要となる。この流れを受けて、これ等の知識の獲得、ニーズの特定に必要な技術の獲得、並びに、ケアの実施に不可欠となる各機関相互の理解の促進及び協同を実行していくための

方法として、研修が位置付けられている。すなわち、子どもの要する基本的及び特別なニーズに対する正確な知識、ニーズを特定するための知識、更には、その特定したニーズを分析し評価するための知識は、高度に専門的であり、それら失くしては少年のニーズに対する的確な保護はできないことが前提とされている。これらの知識の獲得が、研修の第一の目的と言えよう。次に、これ等の獲得された知識を基に実施されるべき保護は、少年に関わる多様な機関間相互のネットワークを通じて、学際的かつ横断的であることが求められている。保護を実施するためには、この少年に関わる多くの機関に対する理解はもちろん、多くの機関が共有する参照枠組みや専門用語の必要性も強調され、これ等の獲得に向けた研修が求められているといえる。

当該報告書の7つの勧告の中に示される研修の部分は、研修に求められるものを端的に示しているので以下に引用する。

第7勧告：研修により共有される共通の知識の獲得

提案32：コンセンサスのためのアプローチの枠組みにおいて推奨される知識の基盤を獲得及び/または強化すること。

提案33：同アプローチの枠組みにおいて推奨される能力を獲得及び/又は強化すること。

提案34：機関相互による横断的研修を維持及び発展すること。

提案35：機関内部の継続研修を促進すること。

提案36：専門的及び/又は専門職的な継続的研修を維持すること。

提案37：子どもの保護の任を負う、県の中で選ばれた者の意識向上を促す研修を行うこと。

提案38：ASE(Aide sociale à l'enfant)¹⁷の地域監督官のための意思決定枠組

17 社会と家族活動法典221-1条において、当該機関の性質が示されている。この機関は、法人化されていない県の機関である。任務としては子ども、家族、親権保持者に対して、物質的、教育的、心理的な援助を行う等、8つが定められている。

みに関する法規を定めること。

提案35乃至38は、前記欧州評議会勧告によって要請された研修を、フランスの制度に即して修正したものともみることができる。当該報告書第7章では、この研修は、新たなパラダイムの適用に必要な不可欠なてこ (levier) と位置付けられている。そして、当該報告書作成過程において開催された公聴会において、ベルギーのMon大学に所属する教育科学の研究者であるWiily Lahayeの言葉を借りて、研修の意義が示されている。すなわち、この研修は、理論と実務の間の結合を要請するものである。なぜなら、研修により、専門家は、文脈の特異性、関係者の資源と脆弱さ、関係者の帰属集団及びその環境を考慮することができるようになる。そのことにより、自らの意見を強固なものにすることが可能となる¹⁸。さらに、重ねて、上記の欧州評議会勧告を参照し、研修の必要性を再確認している。

報告書の研修を扱った第7章¹⁹では、さらに、提案に従って、研修によって獲得すべき事項につき解説されている。第一は、共有されるべき知識の獲得についてである。具体的には、少年の権利に関する国際条約、子どもや若者の発達理論、愛着障害やコミュニケーション障がいに関する知識、虐待の影響とそのケアのあり方などが獲得すべき知識として列挙されている。第二に、子どもの保護につき主要な役割を果たす者が獲得すべき能力について説明されている。すなわち、観察し、子どもが受けている被害のサインを感知し、国内参照枠組みに基づき子どものニーズ又は親の能力、及び、家族や社会的状況等を評価し分析する能力、意見書を作成する能力、子どもの意見表明を担保する方法や子どもと対話する技術、子どもの観点を受入れ子どもの感じる主観的幸福を考慮する能力、親とのコミュニケーションを図るための技術、そして、守秘義務の対象となる情報の扱いに関する知識や規定である。

18 Marie-Paule op.cit.(note7), p105.

19 Marie-Paule op.cit.(note7), p.106 ets.

第三に、機関間あるいは制度間相互の横断的研修の必要性が明示されている。状況に対する学際的多角的なアプローチを促進し、機関間相互の一貫性と協働性を担保するための研修が必要となることが確認される。このような分野横断的な研修により、各分野の立ち位置や役割が明確になり、経験や実務の共有がはかられる結果、共有される知識の総体の強化が期待されている。第四に、機関内部における継続研修について指摘されている。機関が持つそれぞれの文脈において新しい知識やツールの適用を促進し、並びに、機関や制度内部における施設やサービスの計画、及び、教育実務の一貫性を考慮する際に使用する共通の理論参照枠組みを充実させることに、継続研修は貢献するとされる。第五に、専門的及び/又は専門職となるための継続研修は、多様性が認められるとともに任意であるとされる。国内レベル及び地方レベルでの継続研修の目録や視認性の向上が必要とされている。第六では、子どもの保護の任務にあたる県選出の者に対する意識向上研修について触れられている。意識向上研修は、他の研修と同様基本的な知識の獲得はもちろん、公的政策という観点から、子どもと家族のための地域戦略を考えていく観点を与えるものとなる。最後は、県の管轄下にあるASEが持つ、措置決定枠組みにおける責任と正当性を担保するための、独自の研修の必要性がうたわれている。

但し、研修の多様性が真の研修政策を実現するののかについては留保されている。しかし、実務が知識に基づき執行されていくためには、各分野横断的な研修に加えて、職業研修組織と大学との間の協力関係も必要となると指摘されている。いずれにせよ、研修の充実に向けた変化が、ソーシャルワークという領域での研修制度を、よりよく位置づけることになると期待されている。

以上のように、2011年の欧州評議会勧告を受ける形で、フランスは、子どもの基本的ニーズ又は特別なニーズを充足する必要性を確認しそのための方法論として、コンセンサスのためのアプローチを提示している。そこでは、

基本的ニーズ及び特殊な状況下にある子どもの特別なニーズに対する知識が共有されることが求められている。この基本的及び特別なニーズを理解し適切に対応するには、ニーズの多元的な分析を可能とする前提知識を要するとともに、ニーズの発見や追跡に必要な知識と技術が求められることとなる。そこで、報告書では、諸知識の獲得、及び、ニーズ探知のための技術の獲得を目指した研修を行う必要性が確認されている。さらに、子どもの保護を実施するにあたり、機関間相互の保護を調整し修正していくことが求められている。そのための、機関間において「コンセンサス」の取れた言語や参照枠組みが策定されることが目指されている。この様に機関間で保護を調整し修正していくために、各機関同士が相互に理解することを目的として、機関間相互が乗り入れた研修枠組みというものも求められることになる。

これら欧州評議会勧告とフランスにおける報告書を受けて、EMNでも司法官に対して新たな研修制度を設けた。

2 少年係判事の研修

そこで、以下では、まず、従来から行われている初期研修の枠組みにおいて、少年係判事がいかなる専門的研修を受けているのかにつき確認にする。続いて、少年係判事が新たに受けることになる専門的な継続研修がいかなるものであるのかにつき、上記勧告と報告書の要請に照らしながら、具体的に見ていくこととする。

2-1 初期研修

従来から、初期研修の枠組みの中に、少年係判事を志す司法習修生への独自の研修が設けられてきた。

初期研修は100週にわたる司法官としての基本的研修と、ポストの選択後の「最初の職務の準備（理論）」として4週間の研修により構成されている。少年係判事を選択した司法修習生はこの4週間の研修において、少年係判事

となるための独自の研修を受けるとされている。

具体的な研修内容を知る手掛かりとしては、例えば、2016年EMNの記事が参照できる²⁰。上記最初の職務の準備としての研修では、25人（全267名の司法修習生中）の少年係判事候補者が研修を受けている。当該研修は、将来の職務の専門性に関し考察することをその目的として掲げている。内容として、まず、少年係判事が職務上関わる、少年司法手続（刑事）と、要保護少年手続（民事）との連続的要素の修得が挙げられている。次に、教育サービスを実施する機関、主には、少年司法保護局とのパートナーシップや意見交換の重要性について学ぶ。この際、国立少年司法保護局学院（L'ÉCOLE NATIONALE de PJJ :ENPJJ）からの学生を受入れ、将来のエデュカトゥールと将来の少年係判事とが共同で、仮想の少年事件に対する書類を作成していく作業がなされる。

この様な協働作業を通じて、司法官とエデュカトゥールとの相互理解がはかられ、互いのイメージを克服することできる。一連の「最初の職務の準備」教育は、将来、少年係判事として職務をする際に重要となる心理学や社会学などの横断的なテーマにつき、少年係判事候補に関心を持たせるという目的をも有している。

さらに、自身と異なる文化を持つ家族との対話を行うための知識と技術についての講義も受講する。例えば、ロムやマグレブといった他文化に属する家族とよりよくコミュニケーションできるよう、その家族の持つ規範や特徴を知ることの重要性を学ぶ。

その他にも、執務室の運営について学ぶ講座や、実地での研修などが付け加えられている。

2018年には、「過激な少年及び移民出身で付添のない少年の問題」につい

20 SPÉCIALISATION JUGE DES ENFANTS : LES POINTS CLÉS DE LA FORMATION, 01 juin 2016, https://www.enm.justice.fr/actu-01juin2016_Specialisation-juge-des-enfants-les-points-cles-de-la-formation (2020年10月19日現在)。

ての研修が紹介されている²¹。上記同様「少年係判事の最初の仕事への準備」教育において、3年生教育の枠組みの中で実施されている。少年係判事は、民事刑事両方の領域において、このような少年と対峙することになるからである。

当該研修では、過激化した少年を理解し、その援助のあり方について学ぶこととなる。主に、社会学者や少年司法保護局の担当者との対話を通じて、少年やその援助に対する理解を深めるとともに、これ等のアクターとのパートナーシップのあり方についても学んでいく。更に、教育機関長やエデュカトールによるプレゼンにも参加し、過激化した少年のケアに関する経験や少年係判事への期待について意見を交換をする機会を持つ。

この様に、初期研修の枠組みにおける「少年係判事の最初の仕事への準備」という教育枠組みにおいて、専門的な研修が実施されている。

2-2 継続研修における新たな枠組み

フランスの司法官は、1年間で5日間の継続研修が義務付けられている²²。加えて、法院や裁判所の長となる際や、新たな職務に従事する場合などには継続研修が義務付けられる²³。他方で、所属している法院や裁判所の長又は上司の所見を得られれば、任意での継続研修への参加も認められる。

継続研修自体は、8つのカテゴリーに分類され、以下で紹介する「少年司法に関する深化した研修課程（Cycle approfondi d'étude de la justice des mineurs :CAJM）」を構成するセッションはその多くが、「司法の周辺領域（environnement judiciaire）」というカテゴリーに挿入されている。当該カテ

21 LE JUGE DES ENFANTS FACE AUX MINEURS RADICALISÉS OU NON ACCOMPAGNÉS, 01 juin 2018, https://www.enm.justice.fr/actu-01juin2018_Le-juge-des-enfants-face-aux-mineurs-radicalises-ou-non-accompagnes (2021年10月19日現在)。

22 MAGISTRATS CATALOGUE DE FORMATION CONTINUE 2020, p.4, https://www.enm.justice.fr/sites/default/files/catalogue_formation_continue_2020_bd.pdf (2020年10月27日現在)。

23 CATALOGUE, op.cit.(note22), p.5.

ゴリーでの研修は「司法官に、自らが行う決定の司法的でない文脈を理解する能力を発展させることを可能とすること、及び、自らの決定プロセスにおいて用いることができる科学的知識を自由に使いこなせることを可能とすること、という2つの使命を帯びている」²⁴。8つのカテゴリーを軸にした継続研修のあり方自体は、2020年度以前からのままである。ただし、例えば、司法の周辺領域というカテゴリーにおいて準備されているセッションメニューが2016年では8つであったが、2020年時点では、45に増加していることから、更新されていることがうかがえる。

これら一般的な継続研修の枠組みに加えて、7つの深化した継続研修課程というものが創設された。そのうちの 하나가2020年に創られたCAJMである。CAJMに準備されているメニューは、前述した司法の周辺領域にカテゴリーされるものが大部分であるが、その他にも、「刑事司法 (Justice pénal)」や「司法上のコミュニケーション (Communication judiciaire)」、「裁判所運営 (Administration de la justice)」といった別のカテゴリーに属するセッションをも含んでいる。

(CAJMの対象)

当該研修の対象は、少年係判事、少年係検察官、家族事件判事、少年の事件を担当する専門の予審判事、破毀院裁判官等、少年の利益に関与する司法官である²⁵。そのほかにも、実際には、後見判事²⁶、さらには、事前に登録されたASEの幹部²⁷等も、CAJMを受講していることがわかる。まさに、上記で示した勧告において要請されているように、少年のソーシャルサービスに

24 CATALOGUE, op.cit.(note22), p.34.

25 CATALOGUE, op.cit.(note22), p.12.

26 JUSTICE DES MINEURS : UN NOUVEAU CYCLE DE FORMATION CRÉÉ PAR L'ENM, op.cit.(note8).

27 JUSTICE DES MINEURS : LANCEMENT DU CYCLE DE FORMATION, 20 février 2020, <https://www.enm.justice.fr/actu-20022020-justice-des-mineurs-lancement-du-cycle-de-formation> (2020年10月19日現在).

関与する司法関係者が、CAJMを受講していることがわかる。

(CAJMの登録と受講者の選定)

継続研修全般の登録は、研修前年の9月に開始される。フランス全土をエリアにより3つに区分し、区分ごとにエントリーできる日にちが決まっている。継続研修を希望する司法官は、その日にちに従って、オンライン上でエントリーを行う²⁸。

但し、職務の変更などに対応するために、翌年1月の1か月間のみ、空席のある研修又は新たに創設された研修につきエントリーすることが許されている²⁹。

CAJMについては、CAJMへのエントリーのみが許され、年内で追加エントリーも締め切られる。その際に、記入済みの願書、志望理由書、勤勉誓約書、履歴書、出向予定者の法院の長又は上司となる者の所見又は所見申請書を添付することになっている。書類の多くがオンライン上からダウンロード可能である。法院長又は上司の所見は、移動費用負担の関係から義務的であるとされる。

選抜の基準として挙げられている項目は、現在の職務又は職業上の計画と志願した研修の間の関係性、司法官としての勤続年数、長期間継続研修に参加していない状況、志望理由と選択した研修との一貫性、志願者のキャリアへの補完性である。これはCAJMに独自のものというわけではなく、その他の深化した研修課程と同様である。

2019年には15人³⁰の司法官が、2020年には20人の司法官と5人のASE幹部候

28 CATALOGUE, op.cit.(note22), p.4.

29 ibid.

30 JUSTICE DES MINEURS : UN NOUVEAU CYCLE DE FORMATION CRÉÉ PAR L'ENM, op.cit.(note8).

補生³¹がCAJMに参加したとされている。

(CAJMの内容)

研修の内容として以下の表が示されている。科目名の下の説明は、2020年の継続研修カタログに基づいている³²。

研修期間：2年間

必修科目

1年目：研修開始日（1日）

人格形成—幼児期（3日間）

当該科目は、幼児の基本的ニーズのプレゼンを通じて、医学的知識の伝達とともに、司法的状況の分析を行うことを目的とする。当該科目は、青年に対する同様の科目とともに受講することが適当である。

2年目：過程終了日（1日）

各年での選択科目 基礎的科目を1科目選択

・ 要保護少年：問題及び職務実務（4日間）

少年保護のための主要な問題につき、危険の概念、子どものニーズ及び司法的な介入の効果的方法に関する知識を司法官に対して定期的に深化させる。

・ 犯罪少年：我々の対応の再検討（4日間）

少年犯罪の動機をよりよく理解し、社会復帰や社会化のプロセスを促進しうるケアの方法を分析する。

・ 人格形成—青年（3日間）

人格形成の通常又は病理的過程、青年が被る可能性のある問題、ならびに、青年の良い変化に適した教育的及び司法的措置に関するプレゼン。この科目は「幼

31 JUSTICE DES MINEURS : LANCEMENT DU CYCLE DE FORMATION, op.cit.(note27).

32 CATALOGUE, op.cit.(note22).

児」の人格形成科目を履修した者に優先的に充てられる。

・被虐待少年—司法上の争点（4日間）

子どもに与えられた虐待の多様な形態をよりよく理解し、刑事的側面、及び、子どもの保護又は家族上の問題という側面から、裁判管轄上の問題を熟考する。

・少年係検察官（3日間）

理論の提供及び少年係検察官同士の実務、すなわち、少年に特化した検察官執務室の運営、手続き上の進展、判例状況、及び、パートナーシップに関する意見交換。

1年目での選択科目 <対話技術>に関する科目を1科目選択

・教育的援助における対話—調停アプローチ（2日間）

教育的援助手続きの枠組みにおいて家族とのコミュニケーションを促進し、彼らの同意を引き出すための対話技術。理論の提示、個人及びグループでのワーク、ロールプレイング

・司法における対話：アプローチと方法（3日間）

司法上の対話に適用できる対話技術のプレゼン。課題の表明と主張の再表明に関する作業、傾聴、対話者の立場の解説及び非言語的コミュニケーションに関する熟考、デリケートあるいは対立的状況の管理に関する作業。

・被害少年のための審理方法（2日間）

グループワークを通じて、被害少年の審理で必要となる自らの能力を発展させる。すでに「司法における子どもの言葉」という科目を履修した司法官に、登録の優先権が与えられる。

・民事手続きにおける子どものための審理方法（2日間）

グループワークを通じて、民事領域の子どもの審理につき、自らの能力を発展させる。すでに「司法における子どもの言葉」という科目を履修した司法官に、登録の優先権が与えられる。

2年目での選択科目 実地研修を1科目選択

- ・ 少年司法保護局での個別研修（3日間）
志願者が選択した少年司法保護局の1施設での個別研修。但し、職場とは離れた地理的地域において実施される。
- ・ 要保護少年のための公益団体での個別研修（3日間）
要保護少年に関する公益団体での3日間の個別的研修。要保護少年のための国立電話相談局 (le Service national d'accueil téléphonique de l'enfance en danger)、及び、少年保護のための国内観察センター (L'Observatoire national de la protection de l'enfance) の2機関が担当する。
- ・ 子どもシェルター (SOSvillages) での個別研修（3日間）
子どもSOS村の中での個別的研修。子どもSOS村は、国際的、非政治的かつ非宗教的な公益性を認められた人道的民間施設であり、委託された子どもを受入れる。村に設置された家や技術プラットフォームでの専門家の作業を見学する。
- ・ 自主的行動に関する個別研修（3日間）
※説明なし

補足科目 1年で12日間を上限として各年1科目を選択

- ・ トラウマと司法実務（3日間）
ENPJJにより提供される科目。トラウマをよりよく理解する（生物神経学的メカニズム、医学上の兆候）。過去のトラウマを有している犯罪の被害者及び加害者のケアを改善することを目的とする。
- ・ 子どもと若者の心理学（4日間）
子ども及び若者の精神障害に対するアプローチ。疾病学的分類、医学的兆候の説明、ケアの態様、及び、ケア組織の特定。
- ・ 付添の無い少年：評価と付添（4日間）
ごく少数の付添の無い少年の孤立を法的、実践的、実用的角度に基づいて評価する方法についてのプレゼン。付添に関する推奨すべき実務経験の研究。この

特殊な訴訟における司法官の位置づけに関する熟考と意見交換。

・司法上で子どもが用いる言葉（4日間）

少年が自らの審理において表明できる言葉は、有用であると同時に脆弱である。信頼でき活用できる言葉であるかに気を配るためには、実用的技術を要するのみならず、心理学的情緒的問題に対する鋭い注意をも要する。

・親権放棄と子どもの地位の変更（3日間）

家族事件判事、少年係判事、民事裁判官、少年係検察官向け。当該科目は、委託されている子どもの地位の変更に関する法的規定（親権の委譲/取消、親権放棄の司法上の宣告）を明示し、それらの規定を使うべきタイミングを分析する。

・カップル間暴力（3日間）

カップル間の暴力に対する多角的アプローチ。暴力行為に対抗し、被害者を保護するために最も適した司法的、刑事的及び民事的対応を熟考することを目的とする。

・性暴力（4日間）

この問題は、被害者の審理の質、及び、検討される刑事的擬律に特に注意を要し、さらに、身体的精神的影響、加害者の特性、効果的なケアの方法に関する知識を要する。

・揺さぶられっこ症候群の司法上の扱い：医学的及び司法的進歩とは（3日間）

揺さぶられっこ症候群に関する最近の医学的進歩。特徴、揺さぶり、即時的結果及び後遺症。この分野における司法的調査のあり方及び子どもの権利の保護に関する熟考。

これらの全科目の具体的な授業内容の確認は今後の課題となるが、その一部については、EMNから公開されている記事が参考になる。まず、CAJMにおいては、多くの専門家が関与していることがわかる。例えば、精神医学者、心理学者、社会学者、人類学者、司法官、エデュカトール、ソーシャルワーカー等がその例として挙げられている。

研修課程の特徴は、少年保護のアクター間にある壁を取り除いていくところにある。そのために、多くの専門家がCAJMに関与してくる。そして、CAJMの狙いとして、第一に、子どもの権利に関する原則的概念、並びに、民事及び刑事におけるケアの手段についての知識の獲得、第二に、子どもの成長発達に関する理論的参照枠組みの獲得、第三に、虐待や育児放棄の結果に関する医学的知識の獲得、第四に、子どもの苦悩のサインを発見する能力の獲得、第五に、子どもとコミュニケーションをとるとともに、親が積極的に参加できる方法を試行するための能力（彼らの同意と彼らの自発的動員を促進する）の獲得、第六に、児童保護を行っている施設環境のさらなる知識の獲得が示されている。これらの狙いから、CAJMが前述した欧州評議会勧告や報告書が要請する研修に沿ったものとなるよう設計されていることが見て取れる。そして、この狙いを貫徹する上でも、多様な専門家のCAJMへの参加が必須となる。ENMの継続研修のコーディネートを担当する司法官 Laurence Bégon-Bordreuil³³は「理論領域の多様性は、きわめて重要である。なぜなら、この多様性が、子どもの利益に合致した状態で、決定を下すということにつき、裁判官を支えるものとなるからだ」と指摘している。

例えば、必修科目である、幼少期における人格形成は、3日間実施される。その中では、グループワークを通じ、自らが実際の現場で獲得してきた知識を理論的に確認する作業が行われている。この作業を通じて、司法官は、愛着形成理論の様な理論的かつ医学的な参照枠組みについて学ぶ。この知識の獲得により、子どもがその人格形成の段階において、基本的ニーズを充足されなかった結果を理解し、現在表出している精神医学的問題と受けてきたネグレクトや虐待との間の関係を探知することが可能となる³⁴。

33 Bobignyの大審裁判所内少年裁判所の裁判官でもあった。

34 JUSTICE DES MINEURS : UN NOUVEAU CYCLE DE FORMATION CRÉÉ PAR L'ENM, op.cit.(note8) ; JUSTICE DES MINEURS : LANCEMENT DU CYCLE DE FORMATION, op.cit.(note27).

過程終了後には、様々な職務にとって重要な能力の獲得のみならず、子どもに関与するほかの専門家との共同作業をするために重要な能力の獲得も期待されている³⁵。

なお、継続研修の8つのカテゴリーの内の「司法の周辺領域」の枠組みでは、CAJMとは別に、ENPJJが提供する子どもとの協同作業を実施する科目や、薬物密売に関与する少年の問題を扱う科目なども用意されている。

この様に欧州評議会勧告と報告書を受ける形で創設されたCAJMは、その要請に応えるべく、基本的知識の獲得、対話技術の獲得を主軸に据えながら、これ等の知識をその領域の専門家から享受することにより、学際的知識と対話技術の獲得はもちろん、他分野への理解の促進が図られるよう設計されている。さらに、実地研修の段階では、自らの職務に関わってくる他機関への実地研修を行うことで、相互理解を促進できる仕組みづくりが目指されている。これはもちろん、欧州評議会勧告や報告書において求められた、学際的かつ多元的な保護を実現するための異なる領域のアクターとの協働を促進するための研修と位置付けることができる。「司法の周辺の領域」で従来から準備されてきた継続研修に加えて、新たに創設されたCAJMは、欧州評議会勧告及び報告書に沿った子どもの基本的ニーズを充足し、子どもの最善の利益と権利を保障するためのコンセンサスのためのアプローチの実現に向けた、より深化された研修課程と位置づけられようか。

もちろん、少年係判事は、犯罪少年のみならず、民事上の保護である教育的援助の対象となる要保護少年の事案をも管轄していることからすれば、少年係判事がこれらの研修の対象となることは当然のことと言える。むしろ、少年係判事は、教育的援助の決定に関わるがゆえに、研修の対象となっているようにも見える。

35 JUSTICE DES MINEURS : UN NOUVEAU CYCLE DE FORMATION CRÉÉ PAR L'ENM, op.cit.(note8) ; JUSTICE DES MINEURS : LANCEMENT DU CYCLE DE FORMATION, op.cit.(note27).

しかし、CAJMが少年係判事や家族判事のみならず、少年係検察官及び少年事件を担当する予審判事をもその対象としていることに照らして考えるならば、少年係判事は、犯罪少年とのかかわりの中でも、これ等の研修を受講する必要があるととらえられているといえる。

3 少年司法制度との関係性

但し、フランスにおける犯罪少年に対する司法制度が、必ずしも、少年の最善の利益及び権利の保証に方向付けられているとは言い難い状況にあるということを確認しておく。現在、立法が進められている少年刑事司法法典は、現行少年法である1945年2月2日のオルドナンスの度重なる修正の結果生じたわかりづらさを解消し、一貫性のある法典を目指しているといわれている³⁶。

しかし、当該法典案に対しての反対意見もある³⁷。少年刑事司法法典は、これまで少年係判事が担当してきた予審については、予審判事が担当することになり、少年係判事は、判決を担当する司法官としてのみ位置付けられることになる。このことは、少年事件の専門性を有する少年係判事が予審に関与できなくなるばかりでなく、少年係判事がこれまで行ってきた非定式的な調査や措置によるダイバージョンを廃止することにつながっている。これに

36 LASERGES Christine, Cohérence et incohérences dans l'ordonnance n° 2019-950 du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénal des mineurs, R.S.C., 2020, p.176.

37 LASERGES. *ibid.* その他、例えば司法官労働組合は、法案に対して反対の意見を度々表明しており、さらに、反対の署名活動には500名以上の署名が集まったことを公開している。Observations du Syndicat de la magistrature sur le projet de réforme de la justice pénale des mineurs, http://www.syndicat-magistrature.org/IMG/pdf/observations_actualisees_code_justice_penale_mineurs.pdf (2020年10月26日現在) ; 500 personnalités et professionnels de l'enfance demandent l'abandon du code de justice pénale des mineurs, <http://www.syndicat-magistrature.org/500-personnalites-et-professionnels-de-l-enfance-demandent-l-abandon-du-code-de.html> (2020年10月26日現在)。

とって代わり、検察官による多様な訴追代替手段や一時的措置が準備されているものの、その中には司法統制処分や電子監視付居住指定などの保安処分の活用も含まれている。

この様に、これまで少年刑事司法の専門的司法官としての役割を果たしてきた少年係判事は、少年刑事司法職務の後退を余儀なくされているという状況にある。その他にも、少年刑事司法法典が教育的措置を「制裁」と位置づけている点等に照らして、フランスの少年刑事司法が向かおうとしている方向性と比較した場合に、少年に関与する司法官の研修は、アンビバレントにさえ思われる。

この点について、Laurence Bégon-Bordreuilは次のように指摘している。反抗的な態度の少年に対峙する判事は、「脆弱な私へ向けるべき注意」「公共の秩序」「私のエンパワーメント」を一体としたファクターの中で少年をとらえていく必要がある。第1のファクターでは、少年の問題行動への理解を促進し、第2のファクターでは、賠償措置の有効性が発揮される。第3のファクターは、少年の問題行動を修正し少年を援助していく際に必要な観点を提供する。そしてこの3つの観点をそれぞれ担っている、少年司法保護局、司法、公教育がシステムティックなパートナーシップの下で行動していくことが必要であるとする。しかしながら、2002年の少年法改正以降の3度にわたる改正は、この様な動きとは全く逆行していると指摘している。これらの改正が、少年の司法を成人の司法と一致させる方向に少年司法を変化させている。さらに、教育ではなく処罰を強化する方向での変化である。しかし、少年係判事が自ら言い渡す決定の正当性を有するためには、少年係判事が少年の成育歴を熟知し、両親との関係を維持し、少年の努力と成長を理解し、少年それぞれの未来に向けて少年を導くことのできる力が必要であり、そのような少年係判事により少年の審判が行われることが重要である。この相対立する少年司法の状況においては、先の3つの観点に基づき、各機関によるシステムティックなパートナーシップの下に少年司法を運営していくことで、少年司

法が果たすべきとされる拘束と解放、保護と責任という矛盾した任務を調整することができるという。このスキームにおいて、少年を担当する判事は、各機関を調整する「オーケストラの指揮者」の役割を果たすと述べている。

この様に、フランスの少年司法自体は、少年係判事の役割に代表されるように、犯罪少年の要保護状態に目を向けながら、処罰に対する教育優先の原則を実践してきた従来の方角性とは逆行する動きがあることを押さえておく必要がある。他方で、CAJMの創設までの経緯に代表される少年保護の強化の状況も見て取れる。CAJMが犯罪少年に関わる司法官にとっても実効性を有するものになるのか否かは、フランス少年司法の方角性にもよることになる。さらに言えば、CAJMがフランス少年司法の方角性に影響を与えていく可能性にも着目したい。

おわりに

以上に見てきたように、少年の基本的ニーズはもちろん、特別なニーズに対応した決定を行っていくために、少年の発達に関する基本的知識、少年の権利に関する知識、これ等の知識に基づき少年や家族と対話するための技術、少年のニーズに適切に対応するための学際的なアセスメント及び保護を実現するためのパートナーシップを強化する研修がフランスにおいては行われている。これは、欧州評議会勧告及びそれを受けたフランスの報告書にみられるように、少年の最善の利益、意見表明権、及び、保護される権利にそれぞれ対応して求められる事項であるといえる。これはまさに、少年の成長発達権を保障することに他ならない。この欧州評議会勧告及び報告書が要請する研修、それを受けたCAJMに代表されるフランスの研修制度から以下2点を確認することができる。

第一に、裁判官に対する研修が、裁判官の決定を左右するために重要な役割を果たしているという点である。Laurence Bégon-Bordreuilが指摘するように、理論領域の多様性の獲得は、子どもの利益に合致した決定を下すために

裁判官にとって極めて重要なものであることが認められている。裁判官は、公共の秩序の維持や社会防衛といった観点からのみならず、子どもの利益に合致した決定を下すことが求められている。そして、そのためには、やはり、少年に関する専門的知識及び対話技術の獲得が必須であるとの認識が、フランスにおいて確認できる。

もちろん、フランスのこれらの研修は、フランスの裁判官制度抜きには語れない。フランスにおいては、少年係判事が執務室及び少年裁判所において、少年事件を専門に担当している。さらに、少年係判事は、犯罪少年の事案のみならず、教育的援助の枠組みにおいて要保護少年の事案も担当する。その意味では、少年係判事は、主に、要保護少年が受けるソーシャルサービスにおけるアクターとして、当該研修を受けるよう動機付けられているとも考えられる。さらに、フランスにおいては、初期研修で確認できるように、自らのポストを司法官が選択できる仕組みがある。従って、自ら選択した少年係判事というポストであるがゆえに、研修への動機づけも高くなると言える。

しかし、対象及び内容から明らかなように、CAJMが犯罪少年に関わる司法官全体にむけられたものであることがわかる。その意味では、司法官のモチベーションにかかわらず犯罪少年に対し下される決定が、少年の利益に合致したものとなることが要請されていることは明らかである。そして、決定を下す裁判官自身に、少年に関する専門的知見が備わっていることが求められていると言える。

第二に、少年の権利を保障するためには、裁判官によって様々なアクター間の調整が行われることが期待されている。裁判官は、そのために、少年に関わるアクターへの理解を深め、多様なアクターとの関係を作っていくために、研修を受けているといえる。実際に決定を下す司法官が調整役を果たすために、少年に対する専門的知識と、アクター間での対話及び少年や家族といった当事者との対話を成立させるための専門的知見を獲得することが求められているといえる。

翻って考えるならば、犯罪少年に対して、少年の成長発達に資する決定を下すためには、少年に関する高い専門的知識と技術が求められることがわかる。この様な専門的な知識や技術なしに、少年に対して処分を決定しようとするれば、司法上の専門知識に頼らざるを得なくなるのは当然のことであり、その結果、犯情に依拠した決定にならざるを得なくなるのが危惧される。その意味でも、CAJMがフランス少年司法制度にいかなる影響をもたらすのかは日本の少年司法の未来を占う意味でも重要となってこよう。